

## 1、迎えた第 5 回の本人尋問

平成 28 年 2 月 17 日に実施された避難者訴訟第 15 回期日は、原告本人尋問の第 5 回でした。

今回はこれまでと異なり短めの尋問で 4 名の原告の尋問の実施を予定していましたが、お一人急なご都合で直前にキャンセルとなったため、3 名の原告の尋問の実施でした。檜葉町の方 2 名、浪江町の方 1 名、という構成でした。

今回法廷に立ったのは、M さん（担当・向川純平弁護士）、T さん（担当・広田次男弁護士）、E さん（担当・山森良一弁護士）です。お一人あたり主尋問 45 分、トータルで 60 分の尋問です。傍聴したみなさんもお疲れになったと思います。尋問を受けた 3 名の原告の方、そして担当弁護士のみなさん、お疲れ様でした！

## 2、主尋問で明らかになったこと

これまでと同様、3 名の原告は素晴らしい証言をしました。今回のテーマは、「ふるさと」。三者三様に、「ふるさと」について考えさせられる証言でした。（1）最初の M さんの尋問では、「ふるさととは」が大きなテーマとなりました。M さんは、檜葉町出身の方ですが、40 年にわたって首都圏で生活をした後、平成 12 年に檜葉町に戻られた方です。これほど長期に不在にしている、10 年程度住んだ生まれ故郷は、「ふるさと」なのか。

M さんは母一人子一人の状況で育ててくれた母の面倒を見たくて檜葉に帰ったこと、東京で暮らしているときは人との交わりの面で窮屈な思いをしていたこと、檜葉の人たちが暖かく喜んで迎えてくれたこと、初めて檜葉に来た妻も暖かく迎え入れてもらい人間関係の中に溶け込んだことを語りました。そして、「ふるさと」とは、「ここに生活して、人生をまっとうしようという場所。母が亡くなった後墓を作り、私も妻もそこに入るつもりであったところ。」と述べられました。

里山の風景だけでなく、そこでの人とのつながりが、ふるさとなのだ、ということを見せてくれる証言でした。

そして、M さんは、「元の状態に戻してほしい。」と訴えてしめくくりました。

（2）次の T さんは、浪江町で長年にわたり民生委員をしてこられ、現在の避

難先でも住民の相談に乗っている女性です。なのでご自分のことに限らず、相談に乗ってきた住民のみなさんの声を語る中で、「ふるさと」を紹介しました。

Tさんは、原発事故前の浪江では、「孤独死」などということは考えられなかったこと、それは、家族、そこで難しければ地域の力で、支えあうということができたから、かつての浪江では、病床についてない限りなんらかの仕事がある、誇りを持てる存在価値がある、それを一言で言えば、「居場所」ということができること、現在の避難者は、「居場所」をなくしたという人が多いこと、を述べられました。

ふるさとを失うとは、こうした「居場所をなくすこと」なんだということが、重く響きました。

そして、現在避難者の集まりでは、慰問に来られたミュージシャンの方がいる場合、「ふるさと」を歌うことを遠慮してもらっていることが紹介されました。「慰問に来られた方は、励まそうという気持ちで「ふるさと」を歌う。でも、私たちには、「ふるさと」は聞いていられない曲。聞いていたら涙が止まらなくなる。」。

法廷中が緊張に包まれ、シーンとした一瞬でした。

(3) 3人目のEさんは、檜葉で左官業を営んできた方です。原発事故によって避難を余儀なくされ、それによって奥様にご病気を重くされてその看病に従事したこと、この奥様の事情が避難に伴うストレスによること、その結果Eさん自身も仕事もできなくなったこと、息子さん家族と同居して檜葉で暮らすことが不可能になったことを述べられ、最後に、「俺の人生は終わった。」と衝撃の一言を述べられました。

また、これは裁判官の補充尋問で明らかになったことですが、Eさんは檜葉に帰還する意思はないとしながらも、補修の必要となっている檜葉の自宅の補修を行っており、その費用に800万円をかけている、というのです。

このときは、法廷中から、声にならないどよめきが起こりました。

帰るあてがない自宅を、これほどの大金をかけて維持しようとする。「ふるさと」への切ないまでの思いが、形になって表れた瞬間でした。

### 3、東電代理人・裁判官からの質問

(1) これに対し、東電の代理人弁護士による反対尋問は、前回に引き続き、檜葉の空間線量が低いことを突くことに一つの特徴がありました。

檜葉町の場合、ある集会所のモニタリングポストの発表数値が、0.13マイクロシーベルト・パーアワーとなっていることを示し、「これだけ低いだから帰ってもよいではないか」と迫るのです。

3 人の原告のこたえはそれぞれでしたが、自宅周辺や山林に対する除染が行われなければ意味がないこと、線量が低ければ「ふるさと」が戻ってくるという単純な話ではないこと、といった観点から、東電代理人の質問を跳ね返すことができていました。

(2) 裁判官が聞きたいことを最後に補充的に聞く尋問は、東電代理人の質問と異なり、重要な内容の質問が増えてきた印象です。

仮設住宅に住んでいる檜葉町の人たちで、避難指示が解除されたことを受けて仮設を出て檜葉に帰った人はいるか、どのくらいの人数かを質問し、結果、檜葉に戻る人はほとんどおらず、「帰ってよい」と言われて帰れるなどという事実はないこと。

障害があるため、事故後自宅に戻ることができなくなったTさんの息子さんが、自宅に帰れないということの苦しみ、悲しみをどのように表現されるかを問う質問。

避難生活による心労、生活環境の悪化とは具体的にはどういうことを問う質問。

そして、Eさんに対して、自宅の補修をどのように行っているのか、それを外注しているというならどのくらいのお金をかけているのかを問う質問、です。

この間の原告本人尋問の成果が実を結んできたと思います。

#### 4、「迅速的計画的な尋問」の協議と「分離の申し入れ」の意見陳述

本日は、この尋問のほか、進行協議期日も別途設けられたほか、「分離」を申し入れる意見陳述も行われました。

(1) 弁護団は、訴訟の進行を促進するため、現在3名の合議体の裁判所について、法律に基づき5名の合議体に拡充し、5名で分担して尋問を行うことで進行を促進させること、尋問は今年7月～9月の間に集中的に尋問を行うこと、現地の検証を採用することを改めて強く求めること、を申し入れていました。

本日開かれた進行協議期日では、次回4月の尋問に関するスケジュールを協議したほか、この申し入れに関する検討を行いました。

裁判所は、相変わらず「検討する、今の段階では決められない」という対応ですが、決めるにあたっての判断要素として、第2次提訴分までの原告の不動産に関する情報の確定と既払い金の計算を、原告被告双方で詰める作業の成果が、3月段階でどの程度まで上がるかを見て判断したいという判断基準を示しました。

また、検証について、生業訴訟において、福島地裁本庁がこの3月に検証を実施することを踏まえ、福島地裁本庁での取り扱いの情報が欲しいという話を

言い出しました。

そして、3月23日の避難者訴訟原告団総会での議論が充実するように、それより前の日程で今後の日程についての協議をしようと、次回の進行協議期日を3月17日午後4時から設けることとしました。

(2) また、弁護団は、第3次提訴分以降について、第2次提訴分までの訴訟と分離する決定をするよう、裁判所に申し入れています。

今般、原告本人尋問終了後、一刻も早く分離して第3次提訴分以降を第2次提訴分までとは別個に進行させるべきことを、山木屋原告団の団長菅野清一氏と弁護団の鈴木堯博弁護士が意見陳述しました。

(3) 裁判所は必ずしも私たちの申し入れに対して否定的ではありません。裁判所の懸念をぬぐい、理解を求める作業を強めること、一刻も早い進行とともに、充実した立証をきちんと行うということの原告団弁護団の意思統一をきっちり行い、そのことを裁判所に伝えていくことが必要と感じました。

## 5、最後に

いずれにせよ、今後も原告のみなさんが法廷で話をする機会がしばらく続きます。担当弁護士との間で何をどのように話すか、打ち合わせの準備も必要です。原告のみなさんと一緒に、尋問を成功させていきたいと考えています。よろしくご協力のほど、お願いいたします。

次回は、2016年4月27日(水)、午前10時から。午前中は、更新弁論、午後から2名の原告の尋問を予定しています。

以 上